

正しいごみの出し方・分け方で 美しいまちづくりを
平取町外2町衛生施設組合からのお知らせ

不法投棄及び野外焼却等に関する事項

棄物の投棄、野外焼却（野焼き）及び指定有害廃棄物（塩酸ピッチ）の保管、収集、運搬又は処分は原則禁止されており、直接罰の対象となっています。また、廃棄物の投棄、焼却の未遂行為についても、同様です。

なお、野外焼却に関して、風俗慣習、宗教上必要な焼却や、農林水産業を営むために必要な焼却など、法令で別に定められた焼却については、原則の適用から除かれる場合があります。

注意！ ごみの野外焼却（野焼き）は法律で禁止されています！



ドラム缶



ブロック積み



穴を掘っての焼却



プラスチック類の焼却

！ 野外焼却（野焼き）は、煙・すす・悪臭などにより周辺の住民に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質を発生させ、火災の原因にもなります。

！ 廃棄物の野焼きについては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁じられています。

注意！ 不法投棄は法律で禁止されています！



！ 違反した場合には重い罰則が課せられます。近隣の迷惑になることはもちろん、環境にも大きな影響を与えます。

！ 不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁じられています。

廃棄物の焼却・投棄禁止違反（一般）： 5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金、
又はこの併科

廃棄物の焼却・投棄禁止違反（法人）： 5年以下の懲役 3億円以下の罰金、
又はこの併科

お問い合わせ 平取町外2町衛生施設組合 ☎ 01457-2-2024

ホームページ <http://www.biratorieisei-hokkaido.jp/>



火事はあなたのすぐ近く！



全国統一標語「消すまでは 心の警報 ONのまま」

最近、日高町管内では異例なほど火災が多発しています。4月20日から30日までで、5件もの火災が発生しました。火災の多くが違法に行われている“ごみ焼き”が原因となっています。

火気の取扱いの不注意や不始末など、ちょっとした気の緩みが原因で火災を引き起こします。各事業所及び家庭での火災予防対策を徹底し、火災に十分注意してください。

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により産業廃棄物、家庭ゴミの焼却は禁止（罰則の対象）。
- ・「火災とまぎらわしい行為」を行う場合は、消防署への届出が必要（例：あぜ焼き等）。
- ・ストーブやボイラー等の燃焼機器のまわり、建物のまわりには燃えやすいものを置かない。
- ・灰皿にたばこの吸い殻をためない。寝たばこをしない。捨てるときは一度水につけ、しっかりと消火していることを確認する。
- ・台所のコンロのまわりに燃えやすいものを置かない。使用している間はそばを離れない。



ドラム缶



廃棄物の野焼き

日高西部消防組合消防署・日高消防団

こども救急講習会の開催



★「わくわく館」と消防署のタイアップで

こども講習会を行います。★



今年も6月に「わくわく館」と共同でこどもの病気・事故等を対象にした救急講習会を行います。日常で起こりうる突然の病気や事故（ケガ）が起こったときに救急車が来るまでの間、何もしないでただ見て待つだけでは助かるはずの命も助からなくなってしまうことがあります。

その場に居合わせた「あなた」が慌てずに落ち着いて迅速・的確に行動できるよう下記のとおり「こども救急講習会」を開催いたします。

また、今回は食物アレルギーなどで発症するアナフィラキシーショックに対する「エピペン」の取扱い方法等も含めてお話をします。

参加をご希望される方は、下記までお申し込みください。

なお、講習会中は託児所を設置いたしますので、安心して参加してください。

講習会参加者には火災予防用の啓蒙グッズを差し上げます。



- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 日 時 | 平成26年6月19日（木）
10時00から11時30分まで（1時間半） |
| 2 | 場 所 | 子育て支援センター「わくわく館」（富川北2丁目8番1号） |
| 3 | 募集人員 | 20名程度 |
| 4 | 内 容 | 乳幼児における病気・事故時の対応 |
| 5 | 講 師 | 日高西部消防組合消防署の救急隊員 |
| 6 | 申 込 先 | 子育て支援センター「わくわく館」へご連絡してください。
【電話 01456-2-3044】 |

（日高西部消防組合消防署救急救助課救急救助係）

